

耐震改修等助成金

制度概要

岩見沢市では、木造住宅の耐震化の促進を図るため、岩見沢市木造住宅耐震改修等助成事業に基づき、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事、現地建替えに伴う除却工事費用の一部を助成します。

助成金額

※消費税を除いた費用を対象とし、助成額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨て

耐震診断

上限 **4万円**

耐震診断費用の 80 %

対象となる耐震診断

- 建築士に依頼する耐震診断
※建築士事務所協会 空知支部会員の市内業者に所属する建築士

耐震改修

上限 **100万円**

改修工事費用の 40 %

対象となる耐震改修

- 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であったものを1.0以上とする工事
- 市内に本店があり、建設業許可(建築工事業)を受けている業者に依頼する工事

建替えに伴う 除却工事

上限 **80万円**

除却工事費用の 40 %

対象となる除却工事

- 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された対象住宅を除却し、建替え前の住宅と同一敷地内に新たに住宅を建築する工事
- 市内に本店があり、建設業許可(解体工事業等)または建設リサイクル法による登録業者に依頼する工事

対象となる住宅

- 木造の戸建住宅、併用住宅、長屋、共同住宅
※診断もしくは改修の場合は、岩見沢市民が居住しているものに限り
- 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
※昭和56年6月1日以後に増築したものを除く
- 地上3階建て以下(木造部分は2階以下)の在来軸組工法によるもの

対象となる者

- 住宅の所有者または現地建替えを行う者
※市町村税、水道料金、下水道使用料に滞納のない方

受付期間
令和7年

4月1日～9月30日

※実績報告書兼請求書は、令和7年12月26日までに提出してください。
※予算が無くなった時点で、受付を締め切る事があります。

岩見沢市

申請時 提出書類

共通提出書類

- 助成金交付申請書
- 世帯全員の住民票の写し
※申請者が個人の場合
- 住宅の建築年および所有者を確認できる書類
※建築確認通知書の写し、登記事項証明書等
- 見積書の写し
- 市町村民税の滞納がないことの証明書
※申請者が市内に住所を有しない場合
- 承諾書および印鑑登録証明書
※耐震建替えを行う者が対象住宅の所有者でない場合
※所有者が複数いる場合

申請書 提出
※診断または工事着手前に提出

確認申請を行う場合、工事着手前に岩見沢市建築主事から
確認済証の交付を受ける必要があります。
※指定確認検査機関が交付する確認済証は助成対象外

交付決定通知書 受領

※交付決定に1ヶ月程度かかる場合があります。

診断または工事に着手

耐震診断の場合

- 耐震診断概要書
- 耐震診断の内容が確認できる図面
- 他の居住者がいることを証する書類
※診断を行う住宅に他の居住者がいる場合

耐震改修の場合

- 耐震改修概要書
- 耐震診断報告書
- 耐震改修計画書
- 耐震改修工事図面
- 補強後の想定耐震診断報告書
- 他の居住者がいることを証する書類
※改修を行う住宅に他の居住者がいる場合

建替えに伴う

除却工事の場合

- 除却概要書
- 耐震診断報告書
- 耐震建替え図面

完了時 提出書類

共通提出書類

- 実績報告書兼請求書
- 交付決定通知書の写し
- 領収書の写し

下記の場合、実績報告前に手続きが必要
○ 計画変更した場合
○ 耐震改修で中間検査をする場合

実績報告書 提出
※令和7年12月26日までに提出

交付確定通知書・助成金 受領

耐震診断の場合

- 耐震診断報告書
※耐震診断員が作成したもの

耐震改修の場合

- 改修後の耐震診断報告書
- 中間検査確認書の写し
- 改修内容を記載した竣工図
- 改修内容が確認できる写真
- 耐震改修工事に係る確認済証及び検査済証の写し
※市建築主事等から確認済証等の交付を受けた場合
※指定確認検査機関が交付する確認済証等は、助成対象外

建替えに伴う

除却工事の場合

- 除却前の建築物および除却後の状況が確認できる写真
- 耐震建替えに係る確認済証及び検査済証の写し
※市建築主事等から確認済証等の交付を受けた場合
※指定確認検査機関が交付する確認済証等は、助成対象外

受付・問合せ窓口

岩見沢市役所 2階 建築課 建築指導係【34 番窓口】

住所 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

電話 0126-35-4697（直通）